

平成 28 年度 社会福祉法人 賀光会 賀光寮事業計画

平成 28 年度、賀光寮は救護施設への種別変更後 7 年目となります。

現在、社会福祉法人の地域貢献が社会から求められ、賀光寮の施設福祉サービスも、今後は入所利用者だけでなく在宅の生活保護受給者や施設退所者も含め、地域の生活困窮者への支援に貢献することが求められています。

昨年度は、生活困窮者自立支援法が施行され、地域の生活困窮者について支援が必要となってまいりました。

また、運営方針に基づいて安心できるサービスを安定的に提供するとともに、社会ニーズに応えるため、一昨年度から実施している居宅生活訓練事業及び昨年から実施している保護施設通所事業を継続していきます。

中間的就労等の生活困窮者自立支援法に関する事業について実施してまいります。

また、大阪府社会福祉協議会の「大阪しあわせネットワーク」の生計困難者支援及び地域福祉に貢献してまいります。

平成 28 年度「賀光寮」運営方針

法人の理念、基本方針に基づき次の 5 項目を賀光寮の運営方針とします。

I 総合的な福祉サービスの提供

個別支援計画を作成し、利用者の意向や意欲を重視して支援します。支援にあたっては人権を尊重し、プライバシーを守り、総合的な福祉サービスが提供できるよう専門機能を連携、工夫して支援します。

II 法令遵守

虐待の防止や個人情報の的確な取り扱いなど法令、規則、要綱、要領などを遵守した支援をします。

III 専門性の向上

利用者や地域から信頼を受ける施設を目指し、改革の精神と意欲に満ちた人材の育成と専門知識と技術の向上に努め、質の高いサービス提供ができるよう、資質向上を図ります。

IV 経営の安定、透明化

質の高いサービスを安定して提供する為、常に定員を確保した運営に努め、経営基盤を強化します。また経営情報などを公開し透明性を図ります。

V 地域共生と啓発

セーフティネットとして利用者に潤いのある生活や活動を提供するとともに、地域の一員として啓発を行い、また地域と協働し地域福祉の向上に貢献します。

平成 28 年度「賀光寮」運営方針に基づく事業計画

1 総合的な福祉サービスの提供

(1) 生活支援

利用者の意向を重視し、障害特性、医療状況などに基づいて同意を得た個別支援計画を作成します。職員間で利用者個々の支援方針を共有し、統一された支援を効果的に行います。

ア 日常的な支援

作業、日常生活全般にわたる支援を行います。

- ① 生活支援 介助入浴、洗濯、清掃、買物、外出など
- ② 作業等支援 作業棟、食堂、居室などの定期的な状況把握と支援
- ③ 夜勤支援 夜間の定時的な状況把握と支援及び緊急対応
- ④ 通院支援 通院、入院時（訪問、病状面談など）の支援

イ 生活相談

心理相談員による生活相談（月 1 回）を行います。

居室や作業室の巡回や相談室での個別相談で生活上の悩みなどを聴き、心の安定を図ります。

また、職員の心身の安定を図るための相談も行います。

ウ 作業療法

作業療法士によるグループまたは個別のプログラムを週 1 回提供し、日常生活機能の維持、向上を図ります。

エ 居宅生活訓練事業及び保護施設通所事業による地域移行支援

地域移行について、生活訓練が必要な方へ、居宅生活訓練事業による 6 ヶ月または 1 年間の自立生活への支援を行います。

居宅生活訓練終了後に希望者には保護施設通所事業により、地域での安定した自立生活への支援を行います。

オ 食事

食事は、大きな楽しみであります。利用者全体で楽しめる時間として下記のとおり実施します。

①イベント食	美味しく、楽しい食事を提供する為に月 1 回イベント食（選択メニューを含む）を継続して実施します。
②特別食	バーベキュー、回転寿司、もちつき大会などを年 1 回、実施します。
③給食委員会	利用者代表、栄養士、受託業者、第三者委員、担当職員で構成する給食委員会を月 1 回開催し、給食への利用者の意見、希望を聞きメニューに反映します。
④嗜好調査	定期的に嗜好調査アンケートを行い、その結果をメニューに反映させます。 また、透析患者や糖尿病など食事制限のある方には同意を得たうえで、症状に沿った食事を提供します。

カ 健康管理

利用者の健康に関する情報は全職員で共有し、福祉事務所、関連医療機関と連携し利用者の健康増進に努めます。

身体、知的、精神に障害のある利用者の状態に沿った支援をします。

① 感染症の対策として

インフルエンザなどの感染症が発生した場合、手洗いの励行など感染症マニュアルに沿って感染防止に努めます。

・インフルエンザ感染予防のため、利用者、職員に予防接種を行います。

・感染症（ノロウイルス、疥癬など）対策を徹底します。

・関連設備の清掃、消毒を徹底します。

② 服薬管理

服薬の自己管理ができない利用者の服薬管理を支援します。

③ 健康診断

健康診断を年2回実施し、歯科検診を年1回行います。

キ 賀友会活動（利用者自治会）

24年度に再発足した賀友会を継続し、利用者の意見表明の機会とするとともにレクリエーションなどの年間行事などについて話し合うなど、利用者の意見を反映してまいります。

ク レクリエーションの実施

生活に潤いを得るために利用者の意見を反映したレクリエーションを実施します。日中活動の場を広げるため、クラブ活動等を行います。

① 寮内喫茶	利用者交流や利用者のリラクゼーションのため、喫茶メニュー、食堂レイアウト、音楽、飾りなどに創意工夫を凝らし、寮内喫茶を月1回実施します。
② 誕生会	利用者の希望による外出も含め、誕生会を寮内外で月1回実施します。
③ イベント湯	通常の入浴日と別に季節を考慮したイベント湯を5月（菖蒲湯）、12月（ゆず湯）、3月（さくら湯）に実施します。
④ クラブ活動	アートのクラブ活動を行います。
⑤ 季節レクリエーション	花見、バーベキュー、日帰り旅行、もちつきなど、利用者の意見を基に季節に応じたレクリエーションを行います。

ケ 災害対策

避難消防訓練を年2回（1回は消防署立会い）以上実施いたします。
また柏羽藤消防組合主催の防災講演会などの研修に参加し災害予防知識の向上に努めます。

コ 環境衛生

次のとおり寮内を美しく清潔に保ちます。

- ① トイレ、入浴設備、居室、食堂、廊下、手すりなどをマニュアルにそって清掃します。特に食堂のテーブル、椅子、床は消毒を徹底します。
- ② シーツ交換日（2週間に1回）を行います。また居室、医務室、静養室の一斉清掃と床の消毒を行います。利用者の希望があればリスクの低い共有部分の清掃を職員とともにを行います。
- ③ 利用者の使用する冷蔵庫を除菌清掃（週1回）するとともに冷蔵庫内に保存された食品の賞味期限のチェック（週1回）を行います。

（2）作業支援

生きがいをもたらし利用者の社会参加と就労を促進する為、個別支援計画に基づき、次の作業科で作業支援を実施します。

必要に応じてボランティア等による技術の導入を図り、利用者の要望をもとに就労に向けた外部実習を検討します。

工賃は工賃規定により支給します。

ア 陶芸科

石膏型やろくろの使用により完成度の高い作品作りを目指します。

作品は地域の祭りに出店することで陶芸科の利用者の制作意欲を高めます。

イ 農園芸科

樹木、野菜及び花の育成を行い、玄関前の庭のほか花壇の手入れを実施します。

ウ 軽作業科

重度障害者が従事できるよう配慮し、パイプ取付金具組み立て作業を行います。

エ OA（パソコン）科

エクセル、ワードによる文書作成やきずな（賀光会機関紙）の印刷を行います。

オ 洋服リフォーム（縫製）科

衣類の補修、裾上げ、寸法直しや雑巾の製作等を行います。

（3）居宅生活訓練事業

施設利用者が円滑に居宅生活に移行できるように、訓練用住居を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行ないます。日中に施設を利用される方には陶芸、農園芸、軽作業、洋服リフォームの作業を提供します。

(4) 保護施設通所事業

居宅生活訓練事業を終了された利用者を中心に、地域生活されるうえで、居宅で安定して自立生活を送れるように支援するため、施設内作業に参加していただき、生活の充実に努めます。また生活指導のため定期的に居宅に訪問し、安心、安定な生活をしていただけるように努めます。

2 法令遵守

(1) 個人情報保護

個人情報適切に保護し、情報提供については利用者の同意を得て行います。マイナンバー等特定個人情報について厳格な保護措置の整備、運用を行います。

(2) 身体拘束・虐待の禁止

職員行動規範に基づいて安心、安全なサービス提供に努め、いかなるときにおいても、利用者の尊厳と人権を尊重し、職員や他の利用者による不適切行為がないように支援します。

(3) コンプライアンス自己チェック

行動規範、虐待防止、コンプライアンスなどの自己チェックを全職員が毎年行い、人権尊重、虐待防止、コンプライアンスへの職員の意識向上を図ります。

3 専門性の向上

(1) 職員研修

職員の資質向上のために職域外研修として全国社会福祉協議会、全国社会福祉施設経営者協議会、全国救護施設協議会、大阪府社会福祉協議会、近畿救護施設協議会などが主催する研修会に参加します。

職域内研修としては自己評価を全職員で行いその結果を検証し、不十分な点の改善に努めます。

ア 職員研修報告会を実施し全職員の資質向上を図ります。

イ 法人理念、基本方針、各種マニュアルに関する研修を各年1回以上行います。

ウ 感染及び食中毒を防止する観点から感染症に関する研修を年1回以上実施します。

また、地域貢献を円滑に行うためコミュニティソーシャルワーカーの研修に派遣します。

(2) サービス質の向上

サービス質の向上を図るために利用者に顧客満足度調査及び施設の自己評価を年1回以上実施します。また、法人理念、職員倫理綱領に関する職員個々の自己チェックを年1回以上行い、職員の意識と資質向上を図ります。

各マニュアルの整備を毎年行います。

法人が事業の目的を明確にし、職員それぞれが自身の課題を発見し、資質向上を図れるよう人事考課を実施します。

(3) 苦情解決

苦情・要望については、ホームページで公表し、苦情解決システムの適切な活用を図るとともに、第三者委員による巡回相談や心理相談員による生活相談の機会を提供します。

(4) リスク管理

万が一、事故が発生した時には、速やかに関係機関などに連絡を行い、さらにその発生がどうして起きたのか、どうすれば防げたのかを検証し、再発を防止します。「ヒヤリハット」の活用によりリスク管理を行い、サービスの向上を図ります。

4 経営の安定、透明化

経営の安定のため、常に定員を確保した運営に努めます。一時入所など緊急の要望にも可能な限り対応します。

また、経営情報などを広報誌「きずな」に掲載し、全国経営協ホームページに掲載します。

5 地域共生と啓発

(1) 地域交流

地域の一員として、地域交流を促進するとともに地域の安心、安全を図るために貢献します。

ア 生活困窮者自立支援法に基づく支援事業

イ 「大阪しあわせネットワーク」の社会貢献事業による生計困難者への相談支援事業

ウ ボランティア、福祉実習生、介護等体験生の受入

エ 地域の陶芸教室（子供会、保育所、小学校、老人会など）の継続

オ 小学校、中学校等の職場体験を受入

カ 賀光会バザールを開催

キ 緊急災害避難場所として地域に開放

ク 「南藤井寺ふれあい祭り」などの地域行事に地元町会と連携して参加

ケ 一時入所など緊急の要望に可能な限り対応

(2) 広報活動

ア 広報誌「きずな」を年3回発行し、利用者の日々の活動や賀光寮の行事などの紹介をします。

イ 賀光寮ホームページを適時更新し、適時な話題を発信します。

平成 28 年度 賀光寮行事予定

4 月	花見
5 月	介護等体験受入、イベント湯(菖蒲湯)
6 月	清掃 (網戸) 避難消防訓練 社会福祉実習受入
7 月	バーベキュー 歯科検診
8 月	盆休み (DVD 鑑賞) 南藤井寺ふれあい祭り出店
9 月	防災訓練 健康診断
10 月	第 37 回賀光会バザール
11 月	救護施設合同文化事業参加 日帰り旅行 インフルエンザ予防接種 社会福祉実習受入
12 月	大掃除 (居室) もちつき大会 年忘れ会 イベント湯(ゆず湯)
2 月	回転寿司 健康診断
3 月	イベント湯 (さくら湯)

○喫茶、イベント食、誕生会、賀友会 (自治会) は毎月実施いたします。